

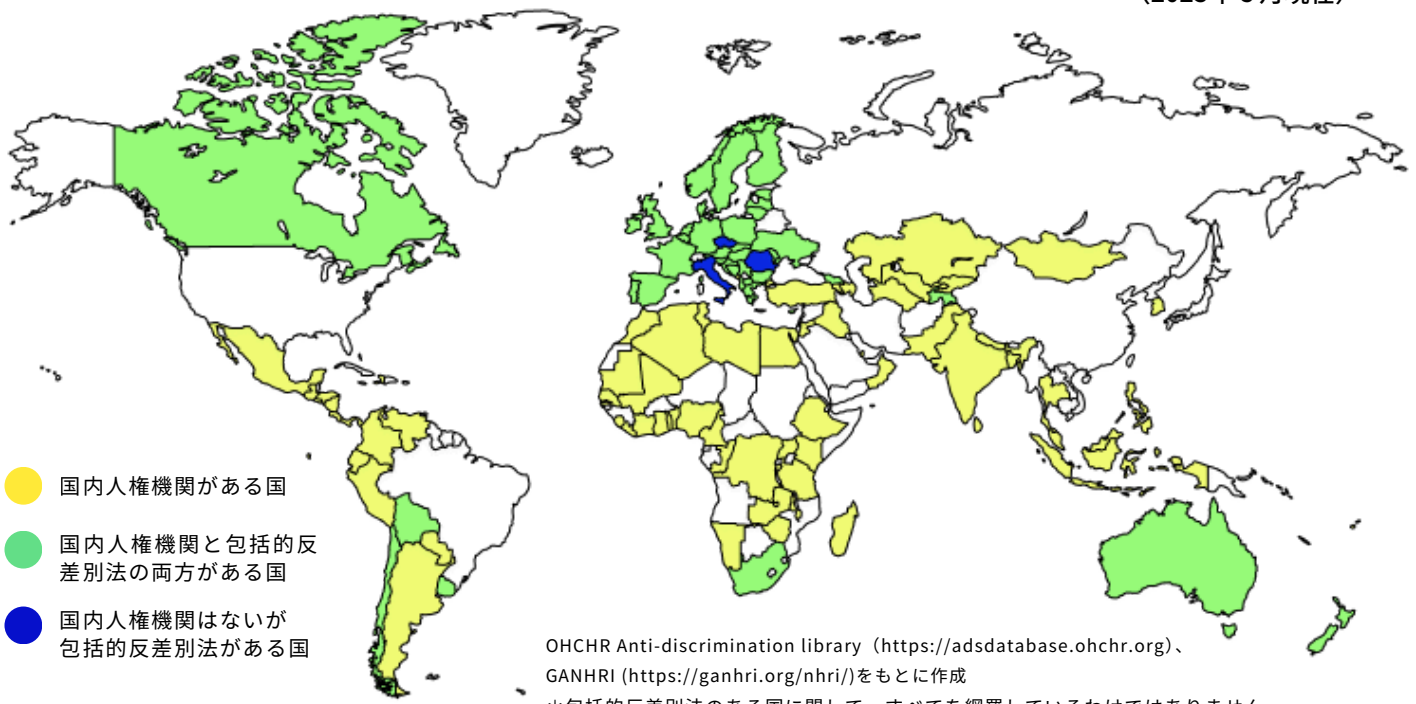
私たちは目指します

「包括的反差別法」の制定を！

世界 **46ヶ国以上** にある **包括的反差別法**

世界 **118ヶ所**、内 アジア太平洋地域 **28ヶ国** にある **国内人権機関**

(2025年6月現在)



包括的反差別法がある国

- <ヨーロッパ> アルバニア、アンドラ、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、イギリス、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、北マケドニア、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、ウクライナ
- <アジア太平洋> オーストラリア、モルドバ共和国、ニュージーランド、タジキスタン
- <アメリカ大陸> ボリビア、チリ、カナダ、ウルグアイ
- <アフリカ大陸> モーリシャス、南アフリカ

アジア太平洋地域で国内人権機関がない国

日本、ベトナム、北朝鮮、中国、ミャンマー、アフガニスタン (2022年より停止中)、ラオス、ブルネイ、カンボジア、ブータン、シンガポール、イラン、ロシア、パプアニューギニア、他



では、具体的に「包括的反差別法」はどのようなものなのか？
国連の実践ガイドに沿って、案内いたします。



包括的反差別法ってどんなもの？

差別の禁止における包括性

✓ 差別の事由に制限を設けない

現在、国際法において認められている差別の事由をすべて挙げています。

年齢	移民の地位	ジェンダー表現	人種
出生	マイノリティの地位	性自認	難民または庇護の地位
市民的地位・家族的地位・介護者の地位	国民的出身	遺伝性のまたはその他の病気に対する体質	宗教または信念
皮膚の色	国籍	健康状態	性およびジェンダー
カーストを含む世系	居住地	先住民族の出身	性徴
障害	政治的またはその他の意見	言語	性的指向
経済的地位	妊娠	婚姻上の地位	社会的出身
民族性	財産	母性または父性の地位	社会的状況

**差別の事由を無制限にしておくために、「その他の地位」を入れる。

次のような状況における差別も含まれます。

- ・ 正確かどうかにかかわらず、ある人がこれらの特徴をもっていると「みなす」ことで起きる、**みなし差別**
- ・ これらの特徴をもつ集団や個人と関係していることで起きる、**関係性差別**
- ・ 複数の特徴の組み合わせで起きる、**複合差別**



個人のアイデンティティは単一ではありません。女性である、障害がある、高齢である、もし誰かがこのような特徴をもっていれば、それらは時に重なり交差して、その人に、過重に不利益な状況をもたらします。複合差別、交差性差別の視点は重要です。



✓ 差別の形態もさまざま

直接差別や間接差別、ハラスメント、合理的配慮の拒否、隔離、報復も差別です。



報復の身近な例：職場で差別の特徴を理由にした不当な扱いを受け、それを人事課に通報したところ、明確な説明もないまま不公平な配置転換を受けた。



✓ 差別が起きる現場を問わない

公的・私的空間を問わず、保健、教育、労働、住宅、移動手段、金融を含むすべての領域におけるすべての行為者による差別を対象とします。

差別に対処する措置の包括性

✔ ポジティブアクション

社会的・構造的な差別により平等な機会や権利を長く奪われてきた集団に対して、国がそのギャップなどを埋めるために設ける暫定的な措置です。



代表的なものとして1965年にアメリカで始まった人種、性別、宗教に基づく差別や不平等を是正するためのアファーマティブアクションがあります。日本では、雇用の分野に限り、1997年に男女雇用機会均等法が改正され、ポジティブアクションに関連する規定が盛り込まれました。

✔ 平等に対する義務

差別をなくし、平等を保障するためのアクセシビリティの確保、差別の事前防止、平等推進は国の義務です。

✔ 救済

差別の被害には実効性のある救済が必要です。



<救済の種類>

- ・加害者に対する制裁 — 差別は認められないことを社会に周知、他。
- ・被害者に対する認知と賠償 — 被害が認められたことによる自尊心の回復、他。
- ・今後起きないように、法令、制度、措置を変えたり新設する。

<救済の仕組み>

◆ 司法へのアクセスを促すために：

安価でハードルが低く、誰でも利用しやすくする。
個人の代わりに人権団体が申し立てられるようにする。
訴えられた側が「差別はしていない」ことを立証するようにする。

◆ 司法だけではない：

多くの国には政府から **独立した国内人権機関** があります。差別の被害について、相談、調査、判定、勧告を行います。さらには予防のための人権教育も開発します。弁護士をつけたり費用をかけることなく、誰でも利用できます。

日本の現状は？一例をみましょう

ネット上で晒された被差別部落に関する情報は、現行法では削除さえできず、多数の当事者個人が民事訴訟を起こし、裁判所が命令を出したことでようやく削除されました。選挙に乗じて、候補者が差別や憎悪を煽る行為にでも現行法では対処できません。理解増進はあっても差別の禁止が規定されていない「LGBT理解増進法」に、現場から戸惑いや批判の声が続きます。



なぜ包括的でないといけないの？

- ・あらゆる差別への対処として国の基本となる法律、共通ルールが必要であるため
- ・差別は今後も予想しない新しい形態で現れるため
- ・個別法だけでは対処しきれない空白地帯が生じるため
- ・個別法も必要であり、それがあつて差別の対処に相乗効果が期待できるため

だから目指します、包括的反差別法を！

世界人権宣言は「人は生まれながらにして尊厳と権利について平等である（第1条）」
「すべての人は、差別なく、この宣言に挙げる権利と自由を享有する（第2条）」と言明しています。その後、普遍的な権利と自由を謳ったこの宣言に法的拘束力をもたせるため、さまざまな国際人権条約が採択されました。国連加盟国はそれらの条約を批准し、国内において法律や制度を整備しながら条約の具体的な実施に努めてきました。



その一方で、この数十年、世界中で、包括的な反差別法の制定を求める声が、差別をうけている人たちから上がるようになりました。人びとは、「差別のあるところに平等は存在しない。不平等はさまざまな形で表われ、無数の問題を引き起こす」として、包括的反差別法の必要性を唱えてきました。今、国際社会において、包括的反差別法の制定は特に重要な課題になっています。

日本は主要な**国際人権条約の締約国**です。なかでも、女性差別撤廃条約、人種差別撤廃条約、障害者権利条約は、上述の1条、2条の原則に則った重要な条約です。これらの人権条約の批准・加入により、法律や制度は一定改善されてきました。2010年以降、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」「アイヌ施策推進法」「LGBT理解増進法」といった個別の差別に対処する法律も施行されました。しかし、**差別の定義、禁止・罰則および救済の規定は不在**であり、その不十分さは否めせん。

社会が高度、複雑になるにつれ、差別を取り巻く状況も変化してきました。これまで認識されてこなかった特徴が差別の事由として認められ、明確でなかった差別の形態が新しく規定されるようになりました。さらに重要なことに、差別は、複数の事由が「交差」するなか、「複合的」に発現すること、当事者の証言や調査・研究により明らかになりました。すでに起きた事柄に対応するだけでなく、未然に防ぐための手立てと、再び起こさないための救済が必要なことも明らかです。このため、**差別には包括的なアプローチ**が求められます。

2022年末、国連は「包括的反差別法制定のための実践ガイド」を発表しました。世界各地の法制定を求める声、専門家や国連機関による勧告に呼応して、この実践ガイドは策定されました。1988年から、差別撤廃に取り組んできたIMADRは、平等と無差別の社会を日本で実現させるために、「**包括的反差別法**」の制定を目指します。



もっと詳しく知りたい！

「実践ガイド」日本語版をダウンロードして、差別問題に法的に対応するときの「何でも辞典」にしてください！

●IMADRが翻訳した包括的反差別法実践ガイドは
QRコードをスキャン



発行：反差別国際運動（IMADR）

2025年7月